

山梨県環境保全審議会廃棄物部会(平成22年度第2回) 会議録

- 1 日 時 平成22年12月13日(月) 午後3時～5時
- 2 場 所 県庁北別館6階601会議室
- 3 出席者(敬称略)
 - (委員) 金子栄廣 芦澤公子 飯窪さかえ 石井迪男 中村文雄 小沢典夫
東原記守 森 智和
 - (事務局) 守屋環境整備課長 宮本廃棄物対策指導監 小澤総括課長補佐
施設計画担当(5人) 産業廃棄物担当(1人) 廃棄物不法投棄対策担当(1人)
環境創造課環境保全担当(1人)

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

- 1) 第2次山梨県廃棄物総合計画の目標設定の考え方について【公開】
- 2) 各主体の役割と取り組むべき事項について【公開】
- 3) 廃棄物の発生抑制等のための施策について【公開】

7 議事の概要

(議長)

それでは、早速議事を進行して参りたいと思います。議事が円滑に進みますように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

今回は、議題として第2次山梨県廃棄物総合計画の目標設定の考え方について、各主体の役割と取り組むべき事項について、並びに、廃棄物の発生抑制等のための施策についてということで、議題を3つほど挙げていただいておりますけれども、それぞれ関連があるかと思しますので、一括して事務局からご説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

資料を基に説明

(議長)

どうもありがとうございました。かなり膨大な資料となっております。

まずは、ご質問をいただきたいと思います。何かご質問がございますか。

ご質問が無さそうですので、ご意見をうかがって参りますけれども、その中にご質問をなさりたいこともあることかと思いますが、それを含めて、フリーディスカッションのような形で、全体を通しまして、ご意見ご提案をいただければと思います。お願いいたします。

(委員)

ご質問させていただきたいのですが、11 ページの資料 5 ですが、その中の行動目標のところ、これまでの現計画では、1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量という表現で数値を整理されていたものを、今度は、家庭から出るごみの排出量ということで、内容は、カッコ書きのところに書いてありますが、今までの指標から資源ごみの排出量を引いた数値で評価をされるということなのではないでしょうか。この辺の背景など、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

これは、違いといたしましては、単純に見比べていただければ良いのですが、ごみの排出量から資源ごみとして市町村が回収したものを差し引くか、差し引かないかということでございます。現在の指標の出し方ですと、資源ごみとして分別して排出されたものもごみの総量として算入されています。市民の方が、一生懸命リサイクルに取り組んだとしても、リサイクルされるごみということで、1 人 1 日当たりの排出量の数値に入っているという状況でございました。それが良いのかどうかということと併せまして、国の循環型社会形成推進基本法がございまして、この基本法に基づいて国が策定している循環型社会形成推進基本計画というものがございまして、この基本計画の中で、国の場合になりますと国民になります、国民が取り組む際の指標ということで、1 人 1 日当たりの家庭から出るごみの排出量ということで設定をされております。今後、本県といたしまして、他県や全国と比較した場合の進捗状況を見ていく際に、その基本的なベースになる考え方は、合わせておいた方が良いのではないかと考えておきまして、リサイクルの取組みがどのように反映されていくのかということも含めまして検討をしております。現時点におきましては、この資源ごみの排出量というものを差し引いた形で指標を取るということでどうかと考えているところでございます。

(委員)

分別して出す場合、有価物、ミックスペーパー、資源ごみと 3 つありますが、この資源ごみには、有価物として出している物、ミックスペーパーとして出している物、資源ごみとして出している物を全部含めた資源ごみですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

今の意見について関連しますが、これからこのような考え方で実施していくとしても、このデータと過去のデータを比較する際に、算定方法が違う場合、比較が難しいので、過去のデータの算定方法による数値も加え、新しい算定方法を表記するという形を取らないと、遡って評価できませんので、是非、そのような方法を採用していただければと思っております。

(事務局)

具体的な計画の中で、どのような記載をするかということは、また検討させていただきます。今、いただいた観点は、当然必要なことと思いますので、継続的に推移を把握できるような考え方、取組みは当然確保していきたいと思っております。

(議長)

他いかがでしょうか。

(委員)

関連してですが、今、山梨県は、エコライフ県民運動を推進し、エコライフ県民運動、7つのレインボー大作戦を取組みましょうと呼びかけており、エコライフ県民運動の中は、マイバッグを持ちましょう、マイボトルを持ちましょう、リターナブルびんを使いましょうなど、まず、リデュースの取組みを進めるということと呼びかけているのですが、新計画の中で、ペットボトルなど資源ごみは、リサイクルすればごみに入らないとなると、今、エコライフ県民運動によりリデュースの取組みが定着し進んでいるものが、一歩後退してしまうのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

エコライフ県民運動の取組みをしていただくことにより、1人1日当たりのごみの排出量が減少していきますので、その取組みがより適正に反映されるのではないかと思います。もう一つ、具体的に、リサイクルにどのくらい取組んだということにつきましては、再生利用量、再生利用率というものを別途目標に定めて参りたいと思っておりますので、県全体の数値ということになりますが、そこで反映はできるのではないかと思います。

(議長)

今の関連でいかがでしょうか。

(委員)

資源ごみという言葉が出てきておりますが、ペットボトルにしても、びんにしても、今、資源として扱っている物が、市況の変化により、価値をお金で表すことができないという状況が来た場合、資源ごみの排出量を、今までは算定方法に入れていなかったが、今回算定方法に入れることは、全国レベルだろうか、そうでないものだろうかと思いません。今我々が有価物と呼んでいる物が、市況の変化で、価値にならないごみになった場面にも、この資源ごみという言葉を使うことが、良いのか悪いのかと疑問に思うのです。

(議長)

いかがでしょうか。

(委員)

私の理解では、集団回収という自治体が回収しない自治会・町内会の回収を除いて、資源ごみという自治体・市町村が回収する市町村の手を煩わせるものは対象としていたが、新しい方法は、市町村の手を煩わせるが焼却場など捨て場に行かないものを計算する。つまり、月に一回は自治体が回収している資源ごみと、回収回数を増やしているミックスペーパーの2つを削減分として計算するという考え方だと思います。名称というよりは、自治体が努力してリサイクルとして減らした分も計算するという考え方で良いのでしょうか。

(事務局)

そのようなことでございます。

(委員)

そうしますと、今、ミックスペーパーも回収回数を増やし努力しており、市民が協力して減少したものであれば、それもカウントできるようにする方が良いと思います。

(委員)

質問ですが、資料3のところの一般廃棄物の増減の状況ですが、排出量が平成15年度の34万トンから平成20年度の32万トンとなっており、2万トン減りました。再生利用量が、6万トンから8万7千トンになる予定が、6万トンに留まっており、これは少し意外な感じがしました。といいますのは、リサイクルの方が、出すだけですから、取組みは容易な気がしましたが、減らすという方が、取組みとしては大変なことと思いますが、結果的には減少しています。これはなぜですか。レジ袋の有料化が始まったのは、平成20年の後半頃からですので、この影響はまだ出ていないのではないかと思います。なぜ、このように減少したのかと思います。これは、希望が持てる数値だと思います。いろいろ努力し、集団回収を一生懸命し、自治体はPRもしている中で、リサイクルが増加していないということが少し意外に感じます。この辺の分析は、どのような考えが

ありますか。

(事務局)

リサイクルを高い目標に設定しておりましたので、量的にもかなり増えていかなければ目標に届かないわけですが、一点は、排出量が減少している中で、千トン減少しておりますが、全体の構成としては大きくなるという状況になっているということですが、それから、容器包装リサイクル法やレジ袋の削減など、ごみ袋の有料化の取組みも、おそらく、平成20年度より遅れて反映されてくるのではないかと思います。ごみ袋自体はリサイクル率には直接影響が無いのかもしれませんが、全体として排出量が減少する中では、再生利用率は、若干ではございますが、増えてきているということは言えるかと思います。

(環境整備課長)

例えば、排出量が半減した場合、再生利用量が半減するわけにはいきませんが、それなりに減少していくことは確かなことと思います。平成15年度の再生利用率は、17%であり、排出量348千トンに対して再生利用量が61千トンとなっております。平成20年度は、排出量328千トンに対して再生利用量が60千トンとなり、再生利用率は19%となっております。唯一上がっているのですが、ここで内容の分析をしないと、リサイクルがどこまで上がっているのか分からないところはあるのですが、数値的には、リサイクル率が上がっているの、良い方に向かっているのではないかと考えております。ただ、前回の議論でもありましたが、全国と比較しますと、山梨県の一般廃棄物のリデュースなどの取組みが、この5年間で少し落ちていることは確かなこととございます。そこで、この再生利用量が、実際にはどういう数値なのか、もう少し分析してみないと実質的には分からないと思います。ただ、再生利用率を上げていくという取組みがやはり必要なのだろうとは思いますが。排出量を減らすということは徹底的にしていけるのですが、その後の着眼としては、再生利用量を増やすのか、あるいは、再生利用率を増やすことの方が良いのかという気がいたします。

(委員)

質問ですが、会議資料の再生利用量は、「山梨の一般廃棄物」の冊子では、資源化量のことによろしいのでしょうか。

(事務局)

同じです。

(委員)

再生利用量は、資源物を入れているのですか。

(事務局)

入っております。資源物も、有価物も入っております。

(環境整備課長)

私どもは、最終処分場の建設整備運営も行っておりますが、少し気になりますのは、産業廃棄物はリサイクル関係の法律が強化され、平成12年頃から建設リサイクルを始め、いろいろな法律が強化されており、特に、建設リサイクル法の影響などから、山梨県はリサイクル率がトップの水準となっております。99%位は建設系のごみでリサイクルされています。ここ5年間で、建設業界のご努力、産業廃棄物業界のご努力によりリサイクル率が高まっています。その理由は、山梨県独自の取組みも良いのではないかと思います。もともと産業廃棄物は、同じような種類のごみが集まるので、分別しやすいのであろうと思います。市町村が住民に対して強制力を付けるということは、なかなか難しいと思います。産業廃棄物は、その現場で分別するなど強制力のある法律が作れるのですが、一般廃棄物は、啓蒙普及の部分が多いものですから、そのような一般廃棄物の取組みをどのようにしていくかということが課題となります。それは、おそらく、自治会の意識が高いところと低いところで違うのであろうと思います。また、住民の皆様リーダー的な立場の方が現れるか、現れないかでは、自治会を動かせるか、動かせないかということもあるかと思います。そういうところを計画の中で書いて、背中を押す役割ができればと考えております。その点では、産業廃棄物よりも一般廃棄物の方が大きな課題なのではないかと感じております。

(委員)

今のお話に同感ですが、やはり、企業の場合には廃棄物問題に一生懸命取組みますと、それはコスト削減につながるというインセンティブが大きいと思います。自治会の場合には、取組んでも自治会にあまりメリットが無いといったインセンティブの問題があります。二つめは、きちんとした評価が地域に公表されていないと思います。企業の場合は部署ごとにどのくらい取組んだということがきちんと評価されていくのですが、どうしてもその辺ができていないと思います。今回、資料の最後に付けていただいた市町村ごとの調査結果ですが、これは初めてお出しになったのですか。

(環境整備課長)

このような表にまとめたのは初めてですが、今までも「山梨の一般廃棄物」の冊子に、このような内容のものは掲載されています。

(委員)

私は、このような資料は初めて見させていただいて、このような形の中で、各市町村は競わなくてはならないと思います。さらに、市の中で、地区ごとにこのようなデータを出しているところがありまして、これは良いと思います。例えば、ミックスペーパー

について、自治会ごとにどのくらい出しているか公表します。そうしますと、ミックスペーパーが他の地区に比べて少ないと気になります。そのようなことが、各自治会の背中を押していくと思います。各市町村は、地区ごとに、自治会ごとに分けて公表するとかなり進行するのではないかと思います。そのへんが、企業や産業廃棄物と一般廃棄物の相違点ではないかと思います。

(委員)

今回の廃棄物総合計画を改定していく、前回の計画よりステップアップしていくためには、特に市民の立場から考えて、わかりやすい情報を公表していかなければいけないということを、多く発言しています。まだ、一般廃棄物処理計画の策定をしていない市町村があると思います。このような意味からも、効果的な廃棄物対策を実施していくためには、市町村単位で、どのくらい民間関与の中で、ごみの削減計画を立て、廃棄物対策の計画を立てていくかということ、真剣に取り組んでいかないと、効果がないと思います。ごみの排出量を削減していこうという情報を提供していない市町村が多いと思います。容器包装リサイクル法が施行され、このように回収して、このように処理し、リサイクルしているという活動の内容は分かるのですが、市町村でどのように効果的に実施しているのかという情報を提供していないことがあると思います。このような情報の提供を実施しないと、どんなにエコライフ県民運動をしようと、計画を策定しようとしても、なかなか定着していかないのではないかと思います。市町村の段階で、民間関与によるきちんとした一般廃棄物処理計画があり、それを周知し、情報提供していくことが、これから力を入れるべきところではないのかと思います。

(事務局)

一般廃棄物の難しいところは、リサイクルについては、システムも整備されている中で、回収という形で自治体や市民の皆様にご協力をお願いする分野の比重が高く、今後推進していく分野であると思います。また、先ほど指摘がありましたように、3Rで言いますと、リデュース、リユースの部分がございます。この部分につきましては、県民が、民間団体等の活用において推進して欲しい分野、推進すべき分野でございますが、どちらかと言いますと、県民が受動的な立場になりますので、提供していく事業者等のご協力も得ながら、リユース等民間団体との協力を得ながら、達成していく分野、推進していく分野であり、リサイクルよりも困難な分野でございます。しかし、困難な分野であっても推進していく、達成していく分野でございます。

(議長)

他にはございますか。

(委員)

目標設定において何が重要かと言うことを以前質問したと思います。今日の説明で、

まず、国の方針があり、国全体の目標設定に合わせて、各県が目標設定をしていくというプロセスが前提にあるということが大変良く理解させていただきました。もう一つは、先ほど、資料2のところ、国の役割として追加されたものに、一般廃棄物処理有料化の手引きというものがあります。この有料化というのは、市町村で導入した事例があると思います。産業廃棄物は、法律の枠組みの中で強制力があるものですから、靦面に減少してきたというご説明がありましたが、一般廃棄物に関しては、強制力を持たせられないが、間接的に有料化というのは、ある種、直接的な後押しをするものだという気がします。例えば、有料化した市町村等の排出量抑制に対する実績に効果があったのか、無かったのかということをご検討されているのでしょうか。平成27年度までの目標の中には、有料化ということが入っておりませんが、何か理由があるのではないかと思います。この辺を教えてくださいませんか。

(事務局)

本県でも15・6市町村ほど導入している例があります。大きな傾向としては、導入した直後は、それなりの効果が認められまして、一定量の削減ができていると思っています。ただそれが瞬間風速的で、慣れてしまうと、完全に元の水準に戻るかということはないと思いますが、導入直後ほどの効果は無く、しだいに効果が薄れていくというような傾向もあるようでして、その辺は有料化の料金をどの程度に設定するのかというところもあると思いますが、今、県内の状況を見ますと、1袋10円とか20円というところが多いと思いますので、その程度であれば一過性の効果に終わってしまうというような感想は持ってはおります。ただ、具体的に、全ての市町村で有料化をなさいということをお県としてはなかなか申し上げられることではございませんので、ごみ処理のコストがどのくらいかかっているかということをしかり市町村で算定し、情報提供をして、そのような努力をした上で、どのような負担をお願いしていくのかという議論を市町村にさせていただかなければならないと思っていますので、そのような問題提起をしていくということが県の役割としてあるのかと思っています。

(委員)

喉元過ぎれば熱さを忘れる。これはよく分かりますね。

(議長)

他はありませんか。お願いします。

(委員)

今のお話ですが、一般にはリバウンドがあると言われていますが、ごみ袋はその時その時に買うのです。つまり、消費税みたいに上乗せされて知らないうちに払うのではなく、きちんと買うわけです。今、ある市町村では100円くらいで指定ごみ袋が買えますが、私の感覚では、200、300、400円となるとやはり高いという感じがします。リバウ

ンドがあるかもしれないですが、リバウンド後の姿は、きちんと管理している行政の場合と差があるのではないかという気がするのです。客観的に、導入して数年経た時点と比較し、紹介していただいても良いのではないかという気がします。総排出量の削減、リデュースの政策を進めるときの政策手段としては非常に大きいと思います。おかげさまで、過去 5 年間で総排出量は減少しているようなので、おそらく、次の計画期間も減少していくと思います。その時の政策手段として非常に有力な手段ではないかと思えます。データを公表し、皆に理解させることも良いと思えますが、非常に有力な手段だと思えますので、ぜひ行っていただきたいと思えます。

(事務局)

先程申し上げたリバウンドの件については、そのような市町村もありましたということでございます。導入したばかりの市町村は、数値としてまだ結果が出てきておりません。当然、そのような効果が、どのように現れ、どのように計測していくのかについては注意して見ていきたいと思っております。

(委員)

常に痛みを伴うということは、大変効果があると思えますが、少なくとも、大きな都市では継続されていると思えますので、大きな都市のデータをいただいて、よく解析した上で、痛みを伴うことの効果を十分検討されたらどうでしょうか。私は、ぜひ必要であれば、委員がおっしゃるような部分がきっとあるに違いないので、ある種の痛みを持つということも良いのではないかと思えます。痛みというよりも負担です。負担を持つことになれば、そのような意識を持つということになりますので良いのではないかと思えます。ご検討いただきたいと思えます。

(環境整備課長)

ごみを捨てない家庭は無いので、事実上税金と同じ考えに近いと思えます。そうしますと、所得に応じていくらまで上げられるかということは、やはり低所得の方にとってはそこまで負担するのは難しいとか、その政策の調整ということが非常に微妙なところであると思えます。場合によれば、そのようなことを嫌がる方もいるかもしれません。ただ、そのようなことを試験的には実施してみる価値はあるのだらうとは思えます。

(委員)

今後のプロセスとして、このような効果がありますということをお見せして、その方法を採用するか、採用しないかは市町村が実施しているわけですから、市町村にお任せするにしても、とにかく誘導することが必要なことと思えます。抑制方向に誘導させていくというプロセスがあっても良いのではないかと思えます。

(環境整備課長)

一定の段階で、そのようなことはどこかでしなければならないことと思います。先程有価物の話をいただきましたが、そのようなことをするとやはり何も活動していない自治会などは、そのようなことをされては困ると、市町村の中には出るかもしれません。可能かどうか分からないのですが、そのような評価を年に1回出して、さらに市町村は自治会ごとに出し、取組みを進める一つの指標のようにするという方法もあるのだらうと思いますが、これも、市町村によっては抵抗があるのかもしれませんが。その辺も、見せ方にもよると思いますが、計画の中に事例として掲載していくなど方法はあるのかもしれませんが。これは少し検討させていただきます。

(委員)

各自治会や市町村が実施するかどうか、実施した場合には、後でしっぺ返しのようなものがくるかもしれないので、それは、県の方で、市町村に実施してくださいというようなことはできないのですか。

(環境整備課長)

市町村に負担がかかる場合については、例えば町村会や市長会と相談をしながら進めていく場合がありますので、その中で議論をいただくということになるのであろうと思います。

(委員)

資料から一般廃棄物の状況を見ますと、集団回収をしている市町村もあれば、していない市町村もあります。それを逆に利用して、あなたのところはこうですよと市町村長に状況を話し、協力するように促すことも良いと思います。先程のごみ袋についても、ごみを処理するためにこのくらい経費がかかっているため、今1袋10円のを30円にしてくださいと話します。これは、最初はおそらく有料のごみ袋を買われた方は勿体ないからということで、足で踏むなどして、満杯に詰めてからごみを出していたと思います。生活の知恵からと思うのですが、これは、今10円のが30円になると、家庭の主婦の場合は、お金に敏感に反応しますから、足で踏むだけでは足りない、それでは、牛乳パックを別にして、集団回収に持って行こうというような意識になるかもしれません。これは、全部が全部ではないと思いますが、そのような意識になるかもしれません。このような議論をされているのは個別に何千トンという話にはならないと思うのですがどうでしょうか。

(委員)

それが原点ですよ。

(委員)

一番大切なことは、やはりそこだと思います。それを、市町村長に実施してくださいと話すことが大切だと思います。

(委員)

皆、独自性がある訳ですから、全市町村を画一的にこうなさいとは言えないと思います。ただ、資源の回収量に応じた、市民に対して報奨的な、いわゆる奨励金を出すなどはどうでしょうか。または、物を配付するなどはどうでしょうか。そのような方法によっては、皆、意欲的に取組んでくれると思います。それが資源の回収量の増減に少なくとも影響しているのではないのでしょうか。私は、たくさん削減したり、活動したりしたところへは、せめてごみ袋くらいは無料で、奨励として配付したらどうかと思います。ごみ袋を有料で買わずにすむように、奨励のような、何かの方法で、そのような活動をしている人には無料で配付したらどうかと思います。このようなことを市民は考えています。これは方法によっては随分理解と関心と意欲を高めてくれるのではないかと思います。何でも回収しなさい、容器包装リサイクル法により、皆そのように分別して回収して出さなさい、リサイクルするものはこうです、ごみになるものは燃えるごみと燃えないごみの分別だけをして、後は行政が負担するので知らない、それもどのくらい経費がかかっており、どう処理されるのかも知らないということでは、どんなに県民運動をしてもどうしようもないと思います。いつになっても堂々巡りになると思います。創意工夫して、市町村も独自性を出しながら実施していくと思うのですが、県民教育が一番原点になってくると思います。

(議長)

次をお願いします。

(委員)

市町村がバラバラということの中で、県の廃棄物処理計画ですが、山梨県を3ブロックくらいに大きく分けて廃棄物処理をしていこうということが2年ほど前に新聞に掲載されていました。それが進めばかなり統一が進んでいくと思うのです。その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。市民の環境オンブズマンが市町村に見に行き、ごみ処理のヒアリングをした時に、ある市町村は、プラスチックも、生ごみも、紙ごみも、何でも一緒に燃えるごみで処理していました。燃えるごみと缶、びんくらいの分別しかしておらず、生ごみも、紙ごみも、一緒に処理し、固形のRDFにしているのですが、それも、現在、お金をかけて、東海地方に持込み、焼却処分しているということを聞きました。学習会に行ったときに住民の声を聞いたときも、一緒に出すことは楽ですが、やはり、他の市町村と同じように、ペットボトルはペットボトル、生ごみは生ごみで分別した方が良いのではないかという声は聞こえてきます。市町村としても、県で3ブロック化を推進し、市町村も同じシステムで分別回収していきたいという声もあるのです

が、3ブロック化の進捗状況はどうなっていますか。

(事務局)

3ブロックの広域化計画についてですが、A、B、Cのブロックがございまして、Aブロックが中巨摩と峡南、峡北、Bブロックが東部と富士北麓、Cブロックが甲府と東山梨、東八代ということでございます。このCブロックにつきましては、笛吹市の境川町に共同の中間処理施設を建設していくということで計画を進めておりまして、隣には県の処分場も併せて整備をしていくということで計画を進めているところでございます。現時点では、Cブロックが集約される前の状態で、10カ所の中間処理施設が整備をされておりますが、具体的に中間処理施設の集約化が進んでいるものとしてはCブロックだけということでございます。Aブロック、Bブロックにつきましても、今後施設の更新、改修を見ながら各市町村間の調整をして進めていく必要があると思っております。状況としてはそのようなところでございます。

(環境整備課長)

広域化計画が今後どうなるのかという話ですが、Aブロックで施設がありますのは、韮崎にあります峡北広域行政事務組合の施設、これは溶融化施設になっています。それから旧玉穂町にあります中巨摩地区広域事務組合の施設と身延町にあります峡南衛生組合の施設、それから南部町のRDFの施設となっています。施設は4つございます。ここについては、いずれ1つの施設に集約するというので、峡北広域行政事務組合は比較的新しい施設ですから、段階的に集約される中で、中巨摩地区広域事務組合が、普通であれば、一般的な耐用年数があと数年で経過しますが、そこをどう乗り切られるのか、新しい施設を造られるのか、それとも大規模な改修をされるのかと思います。南部町の施設は約10年経過しており、あと10年くらいは稼働できると思います。もともとはごみ処理施設というよりもリサイクル施設の一環なのですが、その施設の耐用年数が経過する頃には、規模の小さい町であれば大きいところに集約をし、段階的に集約することになるので、中巨摩地区広域事務組合が改修するときにあわせて集約するような話し合いを、今後されていくのかなと思っております。これは実際、中巨摩地区広域事務組合がどのようにするのか、峡南衛生組合がどのようにするのかということによって動きが変化してくると思います。峡南衛生組合もそれほど新しい施設ではないので、いずれその4つの施設が、施設の改修、あるいは、建直しをする時を見計らい、集約をするための話し合いをしていくということで、そういった働きかけを市町村に対してしていくこととなります。

(議長)

次お願いします。

(委員)

今の話に少し関連するのですが、市町村によってこのような差が出るということは、今のお話から考えると、一つは施設の問題であろうかと思います。それと、財政的な問題や意欲の問題などいくつかあると思いますが、なぜ差がついているのでしょうか。その辺をどう分析されていますか。

(環境整備課長)

都市部というのは、例えば他に手段がないので、市町村でお願いをして持出し処理していくこととなります。大きく分けると、1人1日当たりの排出量とリサイクルの程度という話になるのではないかと思います。一般的には、都市部の方が1人1日当たりの排出量が大きくなるという傾向にはなると思います。もう一つはリサイクルの方法で、市町村の経費のかけ方です。例えば、リサイクルステーションの整備の問題と、市町村と自治会の意欲の問題です。それが、リサイクルステーションの数になるのかもしれませんが。リサイクルステーションを身近なところに造れば、リサイクルが進む傾向が強いのではないかと思います。また、都市部の場合、生ごみを処理するところをどこかに造れるかといえなかなか難しいと思います。生ごみを出すとなると市町村に回収してもらうしか方法がないので、そのようなところになるとごみが多くなるのかもしれませんが。ただ、リサイクルについては、物理的に施設が必要なことはもちろんですが、それと自治会の意識、あるいは、住民の意識の組合せではないかと思っております。

(議長)

他いかがでしょうか。

(委員)

最初の話に戻るのですが、家庭から出るごみの排出量と計算されている資料5の話です。新しく資源ごみの排出量を差し引くように書いてありますが、ごみの排出量から事業系ごみの排出量と集団回収量と資源ごみ回収量を差し引くと、この資源ごみの排出量というのは、どの数値を指しているのですか。

(事務局)

資源ごみとして市町村が回収した量ということです。

(委員)

回収量の中で、資源ごみとして分けられるものということだと、事業系に入っている資源ごみがこの中に入っているということになりませんか。つまり、事業系ごみの排出量を最初に差し引いているのですが、その中に資源ごみの量が既に入っているはずなので、収集ごみの中の資源ごみの量をここで差し引くと、この収集ごみの中の資源ごみは、事業系ごみも入っているはずで。なので、家庭から出るごみの排出量と考えると

数値がおかしくなってくると思うのですがいかがですか。それが入ってきてしまうので、表現的に二重引きのような感じになってしまう気がするのですが、その辺はどうですか。

(事務局)

そこをよく精査して確認したいと思います。

(環境整備課長)

ご指摘ありがとうございます。もう一度整理して次回回答したいと思います。

(委員)

やはり、一般の方にも、ポイントは数値を見ていただいて、どういう量を表わしている数値か理解していただかないと、あまり難しい言葉は使えないので、言葉にすると簡単なものになるのですが、数値の正確さを期するには、それがどのような定義で、どのような数値に基づいて計算するのかというところをきちんと押さえていただいて、次回お願いしたいと思います。

(環境整備課長)

この中で、図を使うなど、わかりやすく作るようにいたします。次回にそのところの考え方をもう一度整理するようにしたいと思います。

(議長)

他にいかがでしょうか。特に、次回には計画の素案のようなものが事務局からご提示いただけるのではないかと考えているのですが、その際には、目標値の設定などは重要などころになるかと思えます。目標値の設定にもご意見があれば、いただけるとありがたいと思えます。

(環境整備課長)

なるべく手の届くギリギリの範囲で、手が届かなくても困るし、すぐ簡単に届いても困るし、そこら辺はまたご議論いただきたいと思えます。

(委員)

最初の資料 1 や、資料 2 との比較において、率が出てくるのですが、率の母体になる数値が、平成 10 年度、平成 15 年度、それから平成 19 年度と、それぞれに対する率はありますが、実態が見えません。この率は、例えば、平成 10 年度を基にしたときの数値がここにあり、目標はこうしたが、実態はこう推移しました。次の平成 15 年度は平成 23 年度目標のうちのこの値に設定しましたから、ここからここに推移しましたという、数値だけではなく、流れが見えると、次の目標をどのあたりに設定すれば良いのかが見やすくなると思えます。数値だけでも確かなので、平成 27 年度には 28% に設定し

たが、全体の流れの中でどのくらいくるのだろうかということが見えてこないの、見やすさ、理解しやすさという点において、少し図示したものを載せていただくと良いと思います。ぜひ、具体的な数値もお見せいただく次には、経緯から考えるとどのくらいになりますという図を提供していただきたいと思います。

(議長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。私の司会がうまくなく、話があっちに飛びこっち飛びということになり事務局に整理していただくのは大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。特にこれ以上質問等なければこの3つの議題に関しては終わりということにさせていただきます。次は、次回の日程について、事務局の方からお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

先程ご説明の中でも申し上げましたが、今、将来推計等の作業をしておりますので、それらを踏まえまして、来年の2月から3月にかけて、改めて日を設定いたしまして、調整の方をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。次回は、本日は十分ご説明は出来ませんでした、具体的な目標をどのようにしていくのか、その基になる数値を合わせまして、ご説明をさせていただきますが、素案についても、全体をお示しさせていただきます、ご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございます。ということで、次回は2月以降になりますが、具体的な日程等につきましては、また調整していただくことになろうかと思ひますがよろしいでしょうか。ではそんなところでよろしくお願ひいたします。

では以上で今日の審議は終了ということで、議長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

— 終了 —